

別表 1

第1 事業内容	第2 応募団体	第3 補助対象経費の 範囲	第4 補助率
<p>食肉加工品を対象とする次に掲げる取組。</p> <p>1 食肉加工品輸出規則等調査 輸出先国・地域における食肉加工品の嗜好・需要の調査及び添加物使用や成分表示等の規則に関する調査を行う。</p> <p>2 食肉加工品輸出規則等に関する研修会の開催 輸出先国・地域における食肉加工品の嗜好・需要及び添加物使用や成分表示等の規則について普及啓発を図るため研修会の開催等を行う。</p> <p>3 輸出規則等に対応した食肉加工品輸出のための試験・実証 輸出先国・地域における嗜好・需要及び添加物使用や成分表示等の規則を満たした食肉加工品の試験的製造、試験的輸出及び輸出先国・地域における現地バイヤー及び消費者等を対象とする試食会の開催等を行う。</p>	<p>農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。）、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又はその他法人格を有しない団体で生産局長が特に必要と認める団体</p>	<p>備品費、事業費（会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、広告宣伝費、資料購入費、原材料費、消耗品費、輸送・保管費、サンプル検査費、整備費）、旅費（委員旅費、調査旅費）、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費（手数料、印紙代）</p>	<p>定額</p>